

# 税の申告相談

市・県民税の申告相談 2月16日～3月16日

■問合せ 税務課 ☎23-2115

## ■ 申告相談日

▶期間 2/16(月)～3/16(月) ※平日のみ  
日曜開設 3/1(日)

▶場所 市役所1階

▶相談時間 9:00～12:00 受付 8:30～  
13:00～16:00

※申告相談開始1週間程度は、会場が混雑します。

※発熱などの症状がある場合は、改めてご来場ください。  
※受付後は、待合室でお待ちください。

車でお越しの方は、車内での待機も可能です。  
受付時にお知らせください。

※所得税の申告相談も受け付けます。

### 【スマホ申告(e-Tax)支援ブース】

スマホ申告が初めてで不安な人に、  
係員が支援を行います。



▶期間・場所 上記と同様  
※市役所で受付できる申告のみ対応

## ■ 申告に必要なもの

- ①申告書 (前年の控えがある場合はお持ちください)
- ②確定申告のお知らせハガキ (税務署から送付された人)
- ③個人番号が分かるもの (マイナンバーカードなど)
- ④口座番号 (申告者名義)が分かるもの
- ⑤源泉徴収票 (給与所得・年金所得がある人)
- ⑥社会保険料の支払額が分かる領収書 など  
(国民健康保険税・国民年金保険料は、  
市役所で申告相談する人は不要)
- ⑦生命保険・地震保険などの支払い保険料証明書
- ⑧医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書  
(必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
- ⑨営業・農業・不動産所得などがある人は「収支内訳書」  
または「農業所得のお尋ね」

※⑧・⑨は事前に計算してお持ちください。

## ■ 申告が必要な人

令和8年1月1日現在、市内に住所がある人

令和7年中に収入があった人

### 給与所得者

- (1)給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出され  
ていない人
- (2)2か所以上から給与をもらっている人
- (3)給与所得以外に営業・不動産などの収入が  
あった人

令和7年中に収入がなかった人

- (1)どなたの扶養にもなっていない人
- (2)国民健康保険・後期高齢者医療制度に  
加入している人
- (3)医療福祉制度(マル福)を受給している人

### 給与所得者以外の人

- (1)令和7年中に、個人年金・営業・農業・不動産などの収入があった人
- (2)公的年金収入があり、社会保険料控除・医療費控除などを受ける人

## ■ 申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は申告不要です。ただし、  
(2)、(3)に該当する人のうち、医療費・社会保険料・雑損・  
その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1)所得税の確定申告書を提出済・提出予定。
- (2)年末調整された給与所得のみで、給与支払報告書が勤務  
先から高萩市に提出されている。
- (3)収入が公的年金(国民年金・厚生年金など)のみ。

※ 400万円を超える人は所得税の申告が必要です。

## ■ 市で受付できない所得税の申告

- 令和6年分以前の申告
- 青色申告
- 住宅ローン控除の1年目の申告
- 準確定申告(亡くなった人の申告)
- 分離課税の確定申告(収用を除く土地建物の譲  
渡、株の譲渡・配当、先物取引、利子、退職、山林)

# 日立税務署から申告に関するお知らせ

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

## ■確定申告会場の開設時間等(令和7年分 所得税・個人消費税・贈与税)

▶場所 日立シビックセンター マーブルホール  
(日立市幸町1-21-1 新都市広場地下1階)  
▶期間 2/16(月) ~ 3/16(月) ※平日のみ  
【受付】8:30 ~

### ▶受付方法

入場には整理券が必要です。

国税庁LINE



- 国税庁LINEからのオンライン事前予約
- 会場での当日配布 ※無くなり次第終了  
(配布開始: 8:30 ~)

※日立税務署では、申告相談を行っていません。

### ご自身のスマホ、マイナンバーカードをお持ちください



スマホとマイナンバーカードで  
申告書を作成します。

マイナンバーカードのパスワード

- ①署名用電子証明書(英数字6~16文字)
- ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)

が分かるようにしてお越しください。

### 確定申告書等の郵送先が変わりました

〒305-8530  
関東信越国税局業務センター つくば分室  
※住所の記載は不要です

## ■スマホとマイナンバーカードで自宅からe-Tax

### 必要なものはスマホとマイナンバーカード

お手持ちのスマホとマイナンバーカードで  
e-Tax を利用できます。  
※事前にマイナポータルアプリのインストールを行ってください。  
※利用にはマイナンバーカードのパスワードが必要です。

### 自宅から申告書を送信可能

作成した申告書は、そのまま自宅から e-Tax で  
送信できます。  
添付書類の提出も不要です。  
※一部の書類を除く

### 自動計算で申告書が完成

国税局 HP「確定申告書等作成コーナー」から、  
自動計算で申告書を作成できます。  
マイナポータル連携で、給与、年金、医療費、  
ふるさと納税などの情報が自動で入力されます。

### 申告内容をいつでも確認できる

申告した内容は、受信通知からいつでも確認が  
可能です。  
e-Tax の利用で、還付金を早期に受け取ることが  
できます。



確定申告書等  
作成コーナー



マイナポータル  
連携

### [e-Tax・作成コーナーの問い合わせ]

ヘルプデスク

☎0570-01-5901

【受付時間】月~金曜(祝日除く)

9:00 ~ 17:00

## 償却資産(固定資産税)の申告期限 2月2日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

1月1日現在で償却資産<sup>※1</sup>を所有する人(法人・個人)は、市へ申告する義務<sup>※2</sup>があります。

前年度に申告した人へ12月中旬に申告書を郵送しています。申告が必要で申告書が届いていない人は、  
関係書類を市ホームページから入手してください。

※1 傷却資産とは、土地・家屋以外で事業のために用いている備品・機械・構築物などのこと。

※2 地方税法第383条(固定資産の申告)の規定



### 該当する償却資産の例

- 構築物(看板、駐車場設備、アスファルト舗装、植栽等外構工事等)
- 機械及び装置(製造機械設備、工作機械、印刷機械、太陽光発電設備等)
- 車両及び運搬具(大型特殊自動車、構内運搬車など)  
※ただし、自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く。
- 工具・器具及び備品(パソコン、机・椅子、事務機器類、レジスター等)ほか